

| | | |
|----------------|--|------------------------|
| 第 3955 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 |
| | | リーダスクラブFAXニュース |
| | | (2010年)平成22年 3月11日 木曜日 |

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 間違っただ確定申告をしていた場合

Q：提出した確定申告が間違っていました。
どうしたらいいですか？

A：税額を多く申告していた場合、少なく申告していた場合で次のように手続きが違います。

【解説】

確定申告をした後、税額が違っていただけ気がついた場合は、次のような手続きをします。

- ① 申告期限内であるとき
もう一度正しい申告書を提出すると、その申告書が確定申告書となります。
- ② 税額を多く申告していたとき
納付すべき税額が過大であるとき、純損失等の金額が過少であるとき、還付される金額が過少であるときなどは、更正の請求という手続きをします。更正の請求ができる期間は、原則として、法定申告期限から1年以内となっており、更正の請求をする場合は、「更正の請求書」に、必要事項を記入して所轄の税務署長に提出します。
更正の請求書を提出して、その請求内容が正当と認められたときは、税務署が更正という手続きを行って、納め過ぎた税金を還付してくれます。
- ③ 税額を少なく申告していたとき
税額を少なく申告していたときは、修正申告書を提出します。修正申告書は、税務署からの更正があるまでであればいつでも提出できますが、過少申告加算税や延滞税がかかりますので、気づいたらできるだけ早く申告しましょう。

